ハ　京都府綾部市上八田町柘榴迫二番一、菜ケ戸一番、荒崩一番一及び戸田十八番一
ニ　奈良県生駒郡安堵町大字窪田六百三十四番五、七百三十四番二及び千百三十九番一
ホ　滋賀県甲賀市水口町笹が丘一番八
ヘ　福井県三方郡美浜町新庄百五十七号上関屋一番並びに百五十八号三反田六番、十四番、二十四番一、三十五番、四十三番及び四十四番
ト　長野県木曽郡南木曽町読書三千六十六番
チ　富山県南砺市祖山字下平六百九十四番
リ　東京都日野市さくら町一番一、二十四及び二十五
ヌ　茨城県取手市下高井字離島九百七十一番一
ル　山梨県中巨摩郡昭和町築地新居字大島九百九番一
ヲ　兵庫県尼崎市塚口本町八丁目一番
三　無害化処理の用に供する施設の種類
　ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
　平成二十八年六月十四日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ニ　近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ホ　茨城県生活環境部廃棄物対策課
ヘ　取手市環境対策課
ト　東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
チ　東京都多摩環境事務所廃棄物対策課
リ　日野市環境共生部環境保全課
ヌ　日野市クリーンセンター
ル　山梨県森林環境部環境整備課
ヲ　昭和町環境経済課
ワ　富山県生活環境文化部環境政策課
カ　南砺市市民協働部エコビレッジ推進課
ヨ　福井県安全環境部循環社会推進課
タ　福井県嶺南振興局二州健康福祉センター環境廃棄物対策課
レ　美浜町住民環境課
ソ　長野県庁環境部資源循環推進課
ツ　長野県木曽地方事務所環境課
ネ　南木曽町建設環境課
ナ　滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課
ラ　滋賀県甲賀環境事務所
ム　甲賀市役所生活環境課
ウ　京都府環境部循環型社会推進課
ヰ　綾部市役所情報公開コーナー
ノ　綾部市クリーンセンター市民環境部環境保全課
オ　大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課
ク　堺市環境局環境保全部環境対策課
ヤ　柏原市市民部環境保全課
マ　兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課
ケ　尼崎市経済環境局環境部産業廃棄物対策担当
フ　尼崎市市民協働局園田地域振興センター
コ　奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課
エ　奈良県景観・環境総合センター
テ　安堵町住民課

○防衛省告示第百六十七号

　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。
　平成二十八年八月二日　防衛大臣　中谷　元

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＰＡ	３０１	やえやま	平成二十八年六月二十八日
ＪＳＵＱ	３０２	つしま	平成二十八年七月一日

○東北地方整備局告示第百七十五号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十八年八月二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之
一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画緑地事業一号矢本海浜緑地
三　事業施行期間　自平成二十八年八月二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　宮城県東松島市大曲字下台地内
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百六十二号

　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、利根川水系鬼怒川及び田川放水路に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、関東地方整備局及び同局下館河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
　なお、平成十七年関東地方整備局告示第二百七十二号は、廃止する。
　平成二十八年八月二日　関東地方整備局長　大西　亘

○関東地方整備局告示第二百六十三号

　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、利根川水系烏川、神流川、鏑川及び碓氷川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
　なお、平成十七年関東地方整備局告示第四百七十三号、第四百七十四号、第四百七十五号及び平成十九年関東地方整備局告示第十号は、廃止する。
　平成二十八年八月二日　関東地方整備局長　大西　亘